

○茨城県立医療大学付属病院栄養委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学付属病院委員会設置規程に基づき、栄養委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 給食業務の運営に関する事。
- (2) 食事基準に関する事。
- (3) 栄養指導に関する事。
- (4) 給食業務の委託に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(委員長及び代理者)

第4条 委員会には委員長を置き、栄養科長をもってこれに充てる。

2 委員会には委員のうち委員長が選出する副委員長を置き、委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員を委員会に出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第6条 議事録は、事務局が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録一部を病院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(周知)

第7条 委員会での協議結果については、各部署へ周知徹底を図る。

(事務局)

第8条 委員会に関する事務は、栄養科で処理する。

付 則

この要綱は、平成9年1月14日から施行する。

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

所属	人数
診療部長が指名する者	1名
看護部長が指名する者	各ユニット1名
リハビリテーション部長が指名する者	1名
病院管理課	1名
給食業務委託事業者	1名
ナースエイド	1名
栄養科（科長含む）	2名